

平成30年度 第8回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成30年10月10日(水)					
招集の場所	あさぎり町役場2F大会議室					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成30年10月10日 午後1時30分			会長	杉下 和治
	閉会	平成30年10月10日 午後2時10分			会長	杉下 和治
応(不応)招委員 及び出席並びに	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
欠席委員 出席 24名 欠席 2名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	1	深松 守	○	14	的射場 洋一	○
	2	橋口 丈一	○	15	石山 孝史郎	○
	3	中村 金一	×	16	落合 武士	○
	4	村田 新一	○	17	井手 久美子	○
	5	吉田 利明	○	18	廣瀬 孝喜	○
	6	城本 康志	○	19	樫木 徹郎	○
	7	藤本 勇二	○	20	濱田 定武	○
	8	松本 廣幸	○	21	宮原 久子	○
	9	上野 勇一郎	×	22	福永 高嗣	○
	10	恒松 純生	○	23	林田 檉臣	○
	11	豊永 安茂	○	24	平川 勇	○
	12	田崎 洋一郎	○	25	重信 洋一	○
	13	多田 喜一郎	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	13番 多田 喜一郎 14番 的射場 洋一					
出席した 農業委員会職員	事務局長 船津宏 課長補佐 山本祐二 参事 大岩亜記					
議事日程	<p>日程第1 会議録署名委員の指名</p> <p>日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>日程第3 報告第2号 許可不要転用届について</p> <p>日程第4 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第5 議案第2号 農地利用集積計画(第10回)の決定について</p> <p>日程第6 議案第3号 あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について</p> <p>日程第7 議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</p>					

開会 午後1時30分

●農業委員会事務局長（船津 宏君） それでは総会を始めていきたくと思いますので、御起立願います。礼。着席ください。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） こんにちは。お疲れさまです。ことしは金婚式で、重信洋一さん御夫婦が表彰を受けられましたので、おめでとうございます。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） ただいまの出席委員は、24名です。中村金一委員、上野勇一郎委員より欠席届が出ております。定足数に達していますので、平成30年度あさぎり町農業委員会第8回総会を開会いたします。ただいまから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本会議の会議録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定により、13番多田喜一郎委員、14番的射場洋一委員を指名します。

日程第2 報告第1号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第2、報告第1号、農地法第18条の第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の説明を求めます。

●農業振興課課長補佐（山本 祐二君） はい、それでは報告いたします。資料2ページ目、左側をごらんください。今回は4件の合意解約となっております。解約理由について、申請番号59番が契約内容変更のため、申請番号60番が所有権移転のため、申請番号61番、62番が第三者貸し付けのためとなっております。以上報告を終わります。

日程第3 報告第2号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第3、報告第2号、許可不要転用届についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、許可不要転用届2件について報告します。資料は、2ページ右側から6ページまでになります。最初に、申請番号6番については、町内の個人の方で、地目・現況は田。一筆で面積は1,547㎡のうち、140㎡。4ページの図面にあります通り、7月の総会にヤギ小屋の転用不要届を出されて、先月3条申請により所有権移転をされたところですが、ヤギ飼育が軌道に乗り、飼育環境を拡充するために、今回南側に15メートル子ヤギ育成室と農機具置き場。それから、北側の方に敷き藁置き場を5メートル増設されるものです。現地は旧深田中学校の南側で、3回目の申請になりますので皆様御存じかと思います。既存施設と同じ用途、規模、構造での拡充の場合は、同様の許可不要届けで良いこととなっておりますので、今回同様の申請となっております。これまでの経緯もあり、周囲への影響等はないと考えられ140㎡であることから、許可不要と判断いたします。続いて申請番号7番について、資料は5ページからになります。町内の個人の方で、地目・現況は畑。一筆で、面積は137㎡。6ページ図面にありますように、申請地の畑と、その南側雑種地を合わせて175㎡の、農機具置き場として使用されるものです。現地は、上小学校から南東に約1キロメートル。秋時観音前の駐車場から、北に100メートルのあたりとなります。200㎡以下の農機具置き場として、周囲への影響等もないと考えられ、許可不要と判断いたします。以上、報告を終わります。

日程第4 議案第1号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第4、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会事務局長（船津 宏君）** はい、農地法第5条の許可申請について説明をいたします。資料は7ページからになります。今回は、2件の審議をお願いいたしますが、申請番号11番、申請番号12番については関連のある同時申請となっておりますので、合わせて説明をいたします。資料は7ページから16ページにかけてになりますけれども、申請番号11番に関係するものにはマル11、申請番号12番に関係するものにはマル12、両方共通する資料には、⑪⑫共通と各ページに印をしておりますので、それに基づいて御説明をいたします。8ページの⑪の申請書に基づいて話しますと、譲り渡し人、譲受人は、ともに町内の個人の方です。転用する土地としましては、申請番号11番が2筆、申請番号12番が、9ページの右側になりますが、1筆の合計3筆となります。地目・現況はともに田。転用面積が、申請番号11番が計の600㎡。申請番号12番が、168㎡で合わせて768㎡となります。移転する内容としましては、所有権移転で、転用の目的については、申請書にありますように、譲受人さんが申請地を譲り受けて、郡内の総合建設業者に賃貸して、重機、プレハブ倉庫等の資材置き場として利用するものです。申請地は12ページに地図を記載しておりますが、農業振興地域整備区域の農用地区域外であります。12ページから13ページの地図にありますように、第1種農地となります。第1種農地の転用の例外規定に、申請地に居住する者の日常生活及び業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものというのがあります。これを集落接続要件と呼んでおります。本日お手許に配付しております、この青色刷りの地図があると思っておりますけれども、申請人は、この地図で言いますところの右下のほうの石坂地区に居住されております。申請地は、左上の申請地堀ノ角地区ですが、農地の転用に関する集落の考え方としては、相当数の家屋などが連担する区域で、その地域の特性や実情によって、集落を判断するということとなっております。従いまして、今回申請分につきましては、この青色で着色している家屋等が連担している同一の集落というふうに判断をし、集落接続要件を満たしているというふうな考えをとっております。詳細については、地図の裏面のほうにあさぎり町の場合、集落接続の考え方については、このような見方をして判断をしているということで、記載をしております。また、申請地の隣接北側には、賃貸を受ける総合建設業者さんのグループ企業さんが、用地を取得されていて、一部は既に資材置き場として使用されているところです。13ページ右側に、利用配置計画、配置図を載せております。使用する際には、周囲をフェンス設置し影響がないように十分配慮し、雨水の排水は回りの井溝に排水するとされています。資料ちょっと戻りますが、10ページから11ページにかけて、事業計画書と資金計画書、申請番号11、12それぞれの分ですね。それから、譲り受け人さんのこの事業に要する残高証明書が11ページの右側。続いてちょっと飛びますが、14ページに土地改良区の意見書と、町の農振除外区域の証明書。続いて15ページに、譲受人さんと賃貸先の契約書。それから15ページの右側は、賃貸を受ける総合建設業者さんの、法人の全部事項証明と定款の抜粋記載をしております。以上のことから、申請番号11番及び関連のある同時申請の申請番号12番については、第1種農地ではありますが、集落接続要件を満たす業務上必要な施設として許可相当と判断をいたします。以上で説明を終わります。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい、事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第1班の現地調査がありましたので、申請番号11番及び関連のある同時申請の申請番号12番について、19番委員の樫木委員より報告をお願いします。

○**19番委員（樫木 徹郎君）** 説明をいたします。午前中にですね、1班の方と現地を見させていただきました。場所は、犬童病院から上村の方向に道を上がってきまして、松本製茶さんがございます。その横の道をですね、50メートルほど西のほうに行ったところでございます。ちょうどですね、道路が十字路に入っております。そこの三角っていうふうなことで、一応名目田になっておりますけれども、ちょっとそのしばらくですね、その水田の田を植えてなかったような感じでございます。また、除外地でもあるということからですね。それと、後が墓地になっておりまして、それがこの三角のですね普通ななか耕作というか

ですね、今後難しいんじゃないかというふうに見受けました。そういうことで、許可申請が出ておりますので、どうか皆さん方の御審議をよろしくお願いいたしたいと思います。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号11番及び関連のある同時申請の申請番号12番の案件について、あわせて質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。最初に、申請番号11番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号11番の案件については許可することに決定しました。次に、申請番号12番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号12番の案件については、許可することに決定しました。

日程第5 議案第2号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第2号、農用地利用集積計画第10回についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業振興課課長補佐（山本 祐二君） はい。それでは、利用権設定に係る分について説明をいたします。資料は18ページからごらんください。申請番号323番から341番までは、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。申請番号342番は期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。申請番号343番から345番までは、新規の賃貸借権の設定です。続きまして、所有権移転に係る分について説明をいたします。資料は19ページからごらんください。今回の申請は4件で、申請番号58番は、相手方の要望により熊本県農業公社が買い入れするものです。申請番号59番から61番までは、公社が買い入れた土地を売り渡すものです。次に売買価格についてです。申請番号58番の買い入れ価格は10アール当たり50万円です。申請番号59番の買い入れ価格は、10アール当たり81万6,000円です。申請番号60番の買い入れ価格は、10アール当たり51万円。申請番号61番の買い入れ価格は、10アール当たり71万4,000円です。以上の件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。20ページから23ページにかけて、申請地、位置図、利用権設定等の状況一覧表と農用地利用集積計画総括表等載せております。なお、申請位置図は58番農地のみ掲載しております。以上、説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第2号、農用地利用集積計画第10回について説明が終わりました。質疑ありませんか。これから、はい。

○5番委員（吉田 利明君） 5番、吉田です。19ページの60番の案件について、これはもう農業公社が譲受人に売買した件で私も立ち会いましたけれども、農業法人をしていただける方で、今、その土地もですね荒れています。それで、資金はたくさん持ってられると思いますけれども、農業委員会としてもですね、その私も立ち会いはしましたけれど、51万という金額はちょっと安いんじゃないかとは思ったりはしましたけれども、やはり耕作放棄地がですね増えないように、譲受人の方にも指導するような方向でやってもらえませんか。買うのは簡単にどんどん集めて来られる。その辺も農業委員会として、その辺もやはり指導はしていかなばいかんとはないんでしょうかって思うんですけど。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 買い入れ協議の時にですね、須恵地区にもこういう耕作放棄地みたいな

ところがありましたので、そこを解消しなければ、60番の案件はできませんよ、って言いました。伝えました。すぐ須恵地区の方は解消してもらって、しておりますので、この土地もすぐして貰えるものと思っております。はい。

●農業振興課課長補佐（山本 祐二君） ちょっと補足といいますか、実は近隣の農家さんからもですね、今農地が少し吉田委員の方から荒れているんじゃないかと。確かに私も気になって見ておるんですが。その前に、畔草もですねだいぶ伸びておりました。近隣農家さんからもありまして、すぐ写真を撮ってですね、この会社に送りましたところ、即対応して頂きまして、信じるしかないのですが、そういった風に会社として、農地をやっていくので、〇〇法人がいわゆるこう荒らしているというふうな、風評が立てられたくないと。真摯にやって頂けると信じるしかありませんので、もしこれがこのまま荒れたままですね、免田の良い目立つところの土地で耕作放棄地ということになれば、来年、利用状況調査の時に、注意をしていくしかないのかなと思いますが、そこ辺りは、皆さんもよく気を付けておいて頂いて、何かありましたらお知らせ頂ければなというふうに思います。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） その前にでも文書を送って指導していきたいと思います。よろしいでしょうか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。これから議案第2号、農用地利用集積計画第10回について採決します。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり、決定しました。

日程第6 議案第3号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第3号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業振興課課長補佐（山本 祐二君） それでは説明いたします。資料24ページをご覧ください。あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、今回1件の申請があっております。これはですね、先ほど売買が既になされておる部分ですが、農業公社借入れの場合ですね、他町村であっせん名簿に載っておれば、大丈夫ということで、実はもうこの買入れをしたときには、錦町のあっせん登録番号を用いて買入れしております。ただ、今後あさぎり町でも農業をやっていくということであれば、あさぎり町のあっせん名簿にも当然登録が必要があるのではないかとということで、どちらかというところの方からですね、ぜひ、登録申請をして下さいということで、今回上がってきた分ですので申し添えておきます。申請番号1番の経営面積は約967アール。経営形態は法人で、お茶や米の栽培となっております。町のあっせん基準の中では、その他経営類型に該当し、経営面積196アール以上の要件を満たしておりますので、適正と考えます。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第3号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請についての説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

○14番委員（的射場 洋一君） 14番的射場です。申請書の方にですね、職業並びに収入等で、これ従業員じゃないのか。これは労働者の数とか、そういうふうなのは書かれないんですかね。この届け出書の中には、経営内容もそうなんですけど、作業従事者の数とか、そういう部分は書いてないというか、考慮されない話なんですかね。1人だけ家族構成で1人だけ名前書いてるんで、これはどういうことなのかなど。

●農業振興課課長補佐（山本 祐二君） 農業法人の届け出の場合、1人以上の役員がおればいいという部分がありました。実際はおられますけども、1人以上ということで、あえて今回この1名だけ書いてあるとい

うことで、実際はその他の方もいらっしゃるということで、お聞きしております。はい。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。これから議案第3号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について採決します。賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

日程第7 議案第4号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第4号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業振興課課長補佐（山本 祐二君） それでは御説明いたします。資料25ページをご覧ください。これは昨年11月の農地パトロール以降、今度は8月に先々月ですか、農地利用状況調査をさせていただきました。その結果に基づいて出したものです。今回非農地対象農地となった農地面積及び筆数等を記載しております。ページ右手にはですね、審議頂く農地の詳細な情報をそれぞれ載せております。農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準について、再度御説明をしておきたいと思っております。耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地、括弧弧人力または農業用機械では、耕起・整地ができない土地であって、農業的利用を図るための条件整備、括弧弧基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備などが計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地法第2条第1項の農地に該当しないものとし、これ以外のは農地に該当するものとする。と規定されております。1、その土地が森林などの様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。2、1以外の場合であって、その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合。となっております。既に、それらを踏まえて御判断頂いたものを今回提案しておりますので、この審議で非農地判断とするか否かの最終確認をお願いしたいと考えております。ちなみに、判断頂いた場合には、それぞれの農家さんのところに、非農地と判断をしましたというふうな通知を送って、それで、御本人等で法務局等に地目変更をして頂ければ、原野とか、それなりの地目にですね変更できるというふうなことになっております。以上、審議方よろしくお願ひします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 農地法第2条第1項の、農地に該当するか否かの判断についての説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。これから議案第4号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について採決します。賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

これで本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。平成30年度あさぎり町農業委員会第8回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） 起立願ひます。礼。

閉会 午後2時10分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

平成 年 月 日

あさぎり町農業委員会 会 長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 13番 多田 喜一郎

あさぎり町農業委員会 署名委員 14番 的射場 洋一